会計監査人に支払うべき財産上の利益の額

1 公社及び子会社が支払うべき報酬等の合計額	349,003,762 円
2 上記1の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号) 第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として支払うべき報酬 等の合計額	314,000,000円
3 上記 2 の合計額のうち、公社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	314,000,000円

当該事業年度終了後に生じた公社の状況に関する重要な事実

公社は、郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)第 5 条の規定により、平成 19 年 10 月 1 日をもって解散し、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の 5 会社並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に移行しました。

公社が対処すべき課題

該当事項はありません。